

# 学校のきまり

※本校では、毎年、生徒会を中心に学校のきまりを見直しています。

## 学校生活全般

### (1) 登校時間関係

- ① 登校時は、正門及び自転車通用門を使用する。  
アリーナの施設管理室側の入り口からは入っては  
いけない。正門及び自転車門は9時に施錠。遅刻・  
早退の場合は正門横にある通用門を使用。部活動  
や学習活動等において下校時間が遅くなり、正門  
が閉まっている場合においても通用門を使用する。
- ② 8時40分までに登校・着席  
※7:30より前には登校しない  
40分 出欠確認……この時間までに教室に  
入り、着席しないと遅刻となる  
40分 SHR

### (2) 出席関係

- ① 欠席  
基本的には保護者（または保護者に代わる方）  
から「ミマモルメ」または電話などで学校に（担  
任・副担任・学年教員など）連絡し、翌日ルーム  
担任に届け出ること。連絡、届出には生徒手帳の  
連絡・証明欄等を使用する。
- ② 遅刻  
あらかじめ、遅刻が判明している場合には事前  
に生徒手帳に記入し、担任に提出する。当日事情  
のよる遅刻は8:20までに基本的には保護者（ま  
たは保護者に代わる方）から「ミマモルメ」また  
は電話連絡を入れる。なお、遅刻した場合には、  
生徒は\*「登校確認証」を登校時に教科担任に提出  
する。正当な理由のない遅刻（寝坊など）は、  
指導の対象となる。
- ③ 早退  
あらかじめ、早退が判明している場合には事前  
に生徒手帳に記入し、担任に提出する。当日事情  
による早退は、担任または養護教諭、教科・学年  
の教員などに申し出、「早退届」を担当教員に記  
載してもらう。「早退届」は、保護者が確認・押  
印の上、次の登校日に担任に提出する。無断早退  
は指導の対象となる。
- ④ 忌引  
基本的には保護者（または保護者に代わる方）  
から速やかに「ミマモルメ」または電話などで学  
校に（担任・副担任・学年教員など）連絡し、後  
日ルーム担任に届け出ること。連絡、届出には生徒  
手帳の連絡・証明欄、忌引届け（学務部保管）等  
を使用する。なお忌引は次の日数以内とする。

父母の場合：8日間 祖父母、兄弟姉妹の場合：3日間 伯叔父母、その他同居家族の場合：1日間
---

- ⑤ 欠課（授業の欠席）  
病気、その他やむを得ない理由で欠課するときは、事前または事後に授業を担当している教科担任、及びルーム担任に理由を報告すること。なお、授業開始後10分以上遅れて出席した場合は欠課扱いとなる。また、10分未満の遅刻は3回で1回の欠課扱いとなる。無断で授業を欠課した場合は指導の対象となる。

### ⑥ 外出

登校したら放課になるまで校外に出るはならない。やむを得ず外出を必要とする時はルーム担任に願ひ出て、「外出届け」を提出し、許可を受けること。無断外出は指導の対象になる。  
※長期休業中や休日の場合でも、必ず担当教員の許可を得て外出する。

### ⑦ 下校

- ・平日については、18:45完全下校とする。
- ・部活動の高体連や各協会主催の公式の大会やコンクール1週間前に限り、30分間の延長活動をすることができる。この場合顧問の届出により、19:15完全下校する。
- ・休業日（長期休業中も含む）については、18:00完全下校。
- ・休日や長期休業中は、生徒は学校で活動を希望する際は、教員に許可を得なければならない。

### (3) 携帯電話の利用規則

- ① 朝のSHR前（朝学習開始前）・帰りのSHR後、昼休みの時間の使用は認める。  
それ以外の時間帯・授業中（LHR・SHR・式典・集会など含む）は電源をOFF、バッグの中に入れる。ポケット、机の中は認めない。
- ② 歩きながら携帯電話等を見たり、廊下での使用は禁止する。
- ③ その他、迷惑行為に該当する使用は禁止する。（考査中の鳴動・不正使用は指導対象となる）

### (4) 部活動

- ① あらかじめ顧問と活動方針等を相談し、毎日の計画を明らかにしておく。
- ② 他の部と活動場所が重複した場合は、部どうしで話し合って決める。
- ③ 合宿のときは保護者の承諾書の提出等の手続きをしなければならない。
- ④ 定期考査1週間前及び考査中の活動は原則禁止されている。ただし、公式大会等が考査中または考査後1週間以内に予定されている場合は顧問の届出によって最低限の活動内容で活動することができる。
- ⑤ 休日に登校する際も通学服を着用すること。ただし、学校指定のジャージ・体操着もしくは部活動内で統一した服装での登校も可とする。
- ⑥ 休日の登校は、顧問または付添の教員の指導に従うこと。
- ⑦ 更衣は定められた場所で行うこと。
- ⑧ 学校の施設や物品を使用する場合、必ず顧問の許可を得ること。

- (5) 不要物の持ち込み  
 ・学校の活動に必要なものは原則持って来ない。  
 ※生徒の学習活動に著しく悪影響を及ぼすことがあれば、指導の対象になる（一定期間預かる）
- (6) その他
- ① 万一、校内で病気、負傷、事故などがあった時は、速やかにルーム担任、または養護教諭等に届け出指示を受けること。
  - ② 誤って備品や建物を破損した時は、速やかにルーム担任または生活部の教員に届け出ること。
  - ③ 所持品については個人の責任において管理すること。また所持品には記名をし、盗難やイタズラ防止のため、ロッカーには必ず施錠をすること。なお金銭や物品について遺失または拾得したときは、速やかに生活部の担当教員に届け出ること。

### 身だしなみ

- (1) 本校生徒の身だしなみについては、次の4項目を指導の方針としている。
- ① 衛生的であること。
  - ② 経済的であること。
  - ③ 活動的であること。
  - ④ 本校の生徒として誇りのもてる身だしなみであること。

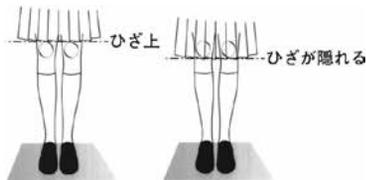
#### (2) 本校で指定しているもの

○ブレザー、スラックス（冬・夏用）、スカート（冬・夏用）、長袖・半袖ワイシャツ（サックスブルー）、ニットセーター・ベスト（冬用）、サマーセーター・ベスト、ネクタイ（冬用スラックス着用時）リボン（冬用スカート着用時）

※スラックスは、男女で形状が違うものを用意しています。

（注）：スカートは膝下から膝の皿の上の部分までを標準とする。希望者はスラックスを購入することができる。

※スカートやスラックスを短くすることなど、何らかの加工をした場合は、再度購入してもらいます。



夏服

冬服



#### (3) 通学時の服装

##### ① 冬期（4月、11～3月）

学校指定（サックスブルー）のワイシャツ、ブレザー、冬用スラックスか冬用スカートを着用し、スラックスにはネクタイ、スカートにはリボンをつける。寒いときは、学校指定のニットセーターやニットベストを着用する。体調に合わせてブレザーの脱ぎ着可能。ただしブレザーは持参すること。（ニットセーターやニットベストを着用していてもかまわない）

##### ② 中間期（5月、10月）

冬期の服装を原則とするが気候や体調に合わせて下記の①か②の服装を選んで登校することも認める。

① 半袖もしくは長袖のワイシャツに学校指定のニットセーターかニットベストを着用。

##### ② 半袖もしくは長袖のワイシャツ

注：①②の服装時はネクタイ・リボンをつけなくてもよい。スラックス・スカートは冬用とする。

##### ③ 夏期（6月～9月）

長袖もしくは半袖のワイシャツに夏用スラックスか夏用スカートを着用する。気候や体調に合わせて学校指定のサマーセーター・サマーベストを着用する。

##### ④ 防寒着（コート）

防寒着として黒・紺・グレー・茶のピーコートかダブルコート、ダウン素材の防寒着の着用も可とする。ダウン素材の防寒着は単色無地のものとする。いずれの防寒着も、フードはついていても良いがかぶることは禁止し、ファーのついていないものとする。

注：防寒着はブレザーの上に着用するものとする。

##### ⑤ 通学時の服装 そ

長袖・半袖ワイシャツの中に着用するインナーシャツは特に指定しない。ただし、派手な色やプリントが透けることがないようにこころがける。長袖・半袖ワイシャツの裾はスラックス・スカートの中にきちんと入れる。

通学時の靴下は学校指定のものはないが、白・紺・黒・グレーでワンポイントか無地のものを着用する。女子のストッキング・タイツ等は黒の無地のものとする。

##### ⑥ 式典（入学式・卒業式）の服装について

◎ 通学服については規定通り。ソックスについては、以下のようにする。

##### 【男子】

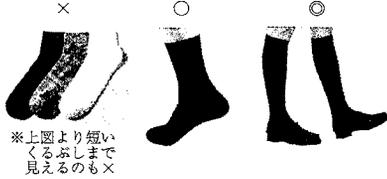
・無地で色は黒または紺色、ショートソックス不可、スポーツソックス不可。模様はワンポイントまで可。

##### 【女子】

・無地で色は黒または紺色、基本はハイソック。ショートソックス不可、スポーツソックス不可。模様はワンポイントまで可

※タイツは可。

※ミドルソックスは可。



### 交通事故等の対応

- ① 生徒の対応
  - ・ 通行人に助けを求める。
  - ・ 近くの家、店舗などに助けを求める。
  - ・ 必要に応じて救急車を要請する。
  - ・ 警察、学校、家庭（保護者）へ連絡する。
  - ・ 相手の名前、住所等を免許証などで確認する。
- ② 学校の対応
  - ・ 生徒からの情報を収集し、現場に急行する。
  - ・ 警察、学校、家庭（保護者）へ連絡する。
  - ・ 生徒の安全の確保、被害の確認、心身の状況確認を行う。
  - ・ 下校、帰宅を確認する。

### アルバイト

- (1) 生徒のアルバイトは原則として認めていない。しかし、生徒の家庭の経済的状況からみて特に必要な場合に限り、アルバイトを許可する場合がある。その際、保護者及び生徒は所定の用紙によって、ルーム担任に届け出なければならない。
- (2) 保護者及びルーム担任の留意事項
  - ★保護者及びルーム担任は、アルバイト許可を受けた生徒に対して、以下の点に留意し学校生活に支障がないようにする。
    - ① 成績・健康・性行などの影響が出ないこと。
    - ② 職場の条件について、場所・労働時間・災害保険などの労働条件が明確に提示されていること。
    - ③ 長期休業中のアルバイトの日数は休暇日数の半分以上を超えていけないこと。
    - ④ 原則として、ウィークデイにアルバイトはやってはならないこと。ただし、家庭の経済状況などからみて、特に保護者からの願い出があれば学校長はこれを認めることができる。

### その他の禁止事項

- (1) 危険物所持
- (2) 金銭を用いたゲーム行為
- (3) 公共物破損（落書きしたり、ガラスを割ったり、机を壊したりすること）
- (4) 迷惑行為（神奈川県迷惑防止条例）
- (5) 飲酒、喫煙、薬物乱用（シンナー、MDMAなど）
- (6) 不正行為（カンニング・答案用紙の改ざん）
- (7) 窃盗、恐喝
- (8) いじめ、嫌がらせ行為
- (9) 暴力行為、脅迫行為
- (10) 教員の指導に従わないこと
- (11) 学校の「きまり」を守らないこと
- (12) 無断外出・深夜外出・深夜徘徊
- (13) 本校生徒としてふさわしくない行為

### (4) はきもの

- ① 通学靴は、黒・茶の革靴とする。ただし運動靴も可とする。
- ② 体育館履きは学校指定のもの。

### (5) 通学カバン

- ・ 学校指定のものはない。

### (6) その他

- ① 頭髮については、脱色、染色、パーマ、カール、ドレッド、エクステンション等は禁止。違反者については指導の対象になる。
- ② 制服の加工は禁止。違反者については指導の対象になる。
  - ＊ブレザー、ネクタイ、リボン等の加工、未着用、ストラップス、スカートのウエスト部の折り曲げ等の着装違反など
- ③ 化粧、装身具類（ピアス、指輪、ネックレス等）は禁止。違反者については指導の対象になる。
- ④ その他学校の学習活動に必要なと思われる物を所持し、生徒の学習やその他の活動へ大きく影響を及ぼした場合は指導の対象になる。

### 交通安全

#### (1) 自転車通学は届出制となり自宅から最寄り駅

までの利用にも届出が必要。

（入学後に「自転車通学届」を配付）

#### (2) 交通ルールを守り、安全に十分注意をし、自転車は学校所定の場所に置くこと。

なお、交通ルール違反、学校の駐輪禁止場所での駐輪などを繰り返す場合には、自転車通学の許可を取り消すことがある。

※必ず対人、対物等の保険に加入すること。

#### (3) 自転車でのマナー・ルール違反は、その場での口頭注意・指導、イヤホン装着しながらの運転は禁止。

※イヤホン運転は片耳のみのイヤホン装着も不可  
※傘さし運転不可

#### (4) オートバイ・自動車通学は原則禁止。

（電動スクーター、キックボードなども含む）やむを得ず免許取得を希望する場合は保護者と十分に話し合い以下の点を必ず守ること。

＊取得者は、次のことを守らなければならない。

- ① 学校へ免許取得届、誓約書を提出する。また、届け出内容に変更があった場合には、速やかに担任に申し出て、新たに届け出をする。
- ② 運転する場合は、交通法規、交通マナーを守り、安全運手に努める。万一事故を起こした場合には速やかに学校に連絡する。
- ③ 登下校には車輛を絶対に使用しない。（通学服での乗車及び同乗も登下校時とみなす。）
- ④ 車輛の整備・点検等管理を十分に任じ任意保険に加入する。
- ⑤ 車輛購入のためのアルバイトをしない。
- ⑥ 車輛の貸し借りはしない。